



宮 崎 県 公 報

平成30年9月25日(火曜日) 第 3032 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(“ ”) 1

頁

- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(10件)…(商工政策課) 2
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 7
- 落札者等の公告……………8

告 示

宮崎県告示第 754号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社トータル・ケアサービス	都城市山之口町富吉2907番地	居宅介護支援事業所まごころ	都城市横町5876番地9	平成30年9月1日

宮崎県告示第 755号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山崎 広大 (もみもみ鍼小屋 在宅訪問マッサージここみ)	都城市今町8791-11	平成30年9月4日
山崎 広大 (まごころ整骨院)	都城市今町8791-11	平成30年9月4日

宮崎県告示第 756号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	日南市南郷町賛波字御津3261番21地先から同市同町同大字字丑牧3220番24地先まで	旧	6.3~ 78.0 8.0~ 52.6	873.7 593.2
				新	8.0~ 52.6	593.2

宮崎県告示第 757号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字市木字池之下8401番14	旧	8.0~ 83.8	1,077.6

			から同市同 大字字磯平 8893番乙ま で	新	8.0～ 83.8	1,077. 6
					9.6～ 68.1	1,076. 1

宮崎県告示第 758号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	宮崎市田野 町字中渡瀬 甲3758番25 地先から同 市同町字大 明神原乙93 90番1地先 まで	旧	12.0～ 22.8	660.5
				新	16.0～ 29.4	660.5

宮崎県告示第 759号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	宮崎市田野 町字中渡瀬 甲3758番25 地先から同 市同町字大 明神原乙93 90番1地先 まで	平成30年9月25日

宮崎県告示第 760号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年9月25日から同年10月9日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字市木字池之下8401番14から 同市同大字字磯平8893番乙まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月10日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー赤江店

宮崎市大字田吉字赤江 141番6号 外14筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目38番地 1

(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外濠二丁目38番地

<p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月16日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成29年9月22日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者入替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成30年9月25日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー小松台店 宮崎市小松台南町13番地1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	<p>(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 有限会社こうの薬局 代表取締役 河野晋一郎 宮崎市小松台南町13番地1 株式会社芳香園 代表取締役 園田正 宮崎市源藤町葉山 263番地4</p> <p>(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 有限会社こうの薬局 代表取締役 河野晋一郎 宮崎市小松台南町13番地1 株式会社芳香園 代表取締役 園田正 宮崎市源藤町葉山 263番地4 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月16日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成28年11月11日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者入店のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成30年9月25日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー桜町店</p>
--	--

<p>宮崎市花ヶ島町桜町1429-1外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月16日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月9日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者入店のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活</p>	<p>環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成30年9月25日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー花山手店 宮崎市花山手東三丁目22番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社ザファクトリー 代表取締役 佐藤裕明 宮崎市橋通東五丁目1番6号 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月16日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成27年8月31日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者退店のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売</p>
--	---

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 4 変更の年月日
平成30年5月16日
- 5 変更する理由
代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成30年9月6日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年9月25日から平成31年1月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成30年9月25日から平成31年1月25日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本

日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド錦町
宮崎市錦町38番1 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 4 変更の年月日
平成30年5月16日
- 5 変更する理由
代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成30年9月6日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年9月25日から平成31年1月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成30年9月25日から平成31年1月25日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城店
都城市下長飯町 260番地外45筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

<p>人にあつては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>4 変更の年月日 平成30年5月16日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成30年9月25日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー都城郡元店 都城市郡元町4632番地4</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦</p>	<p>鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濶二丁目38番地</p> <p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成30年5月16日 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成28年7月6日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者入店のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年9月25日から平成31年1月25日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成30年9月25日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー蓑原店 都城市蓑原町2363番1号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p>
---	--

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町一丁目38番地1

(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社セリア 代表取締役 河合映治
岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年5月16日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年1月19日

5 変更する理由

代表者変更及び小売業者入替えのため

6 届出年月日

平成30年9月6日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月25日から平成31年1月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年9月25日から平成31年1月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー高城店
都城市高城町穂満坊 851番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

4 変更の年月日

平成30年5月16日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成30年9月6日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月25日から平成31年1月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年9月25日から平成31年1月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東臼杵郡門川町大字門川尾末字木原8083番、8087番、8088番、8089番	日向市大字日知屋 15827番地4 株式会社フジエステート 代表取締役 藤田 勇二

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

平成30年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
運転者管理業務用端末装置等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
九州支店長 野田 隆之
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
141,449,328円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年7月26日